施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務	能検定試験の実施									
	2　同法第49条の規定による合格証書の交付			○						
六　職業能力開発促進法施行令第6条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務	1　同法第28条の規定による職業訓練指導員の免許			○						
	2　同法第29条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し		○							
	3　同法第30条第1項の規定による職業訓練指導員試験の実施					○				
	4　同法第30条第5項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除					○				
七　鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第11条第2項の規定による訓練手当の受給資格の認定 (一)　高等技術専門校が実施する職業訓練に係るもの (二)　(一)以外のもの						○ ○		○	高等技術専門校長
八　鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年10月鳥取県条例第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による専門校の利用の許可							○		高等技術専門校長
	2　同条例第7条の規定による入校選考手数料及び入校料の減免の決定							○		高等技術専門校長
九　鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条第2項の規定による短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定					○				
	2　同規則第3条の規定による教科及び訓練時間の決定					○				
	3　同規則第4条の規定による休業日の決定又は変更							○		高等技術専門校長
	4　同規則第5条の規定による臨時の休業の決定							○		高等技術専門校長
	5　同規則第7条の規定による入校選考試験の実施							○		高等技術専門校長
	6　同規則第8条第1項の規定による入校の許可及び同条第2項の規定による入校許可の通							○		高等技術専門校長

	知									
	7　同規則第17条の規定による入寮の許可							○	高等技術専門校長
	8　同規則第19条の規定による退校の許可							○	高等技術専門校長
	9　同規則第20条の規定によるほう賞の実施							○	高等技術専門校長
	10　同規則第21条の規定による生徒に対する指示、訓告又は出席停止の命令							○	高等技術専門校長
	11　同規則第22条の規定による退校の命令							○	高等技術専門校長
十　雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第18条の規定による職業転換給付金の支給			○					
十一　職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第４号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第６条の規定による職場適応訓練の委託契約の締結		○						
	2　同規則第６条の２第１項の規定による職場実習特例委託契約の締結		○						
	3　同規則第11条第３項の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定		○						
	4　同規則第12条の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除		○						
	5　同規則第13条の規定による職場適応訓練費の返還の命令		○						
	6　同規則第14条の規定による職場適応訓練の委託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査			○					
十二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく知事権限に属する事務	1　同法第46条の規定によるシルバー人材センターの指定及び同法第48条において準用する同法第24条第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示		○						
	2　同法第48条において準用する同法第24条第３項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理			○					

				及び同条第４項に規定する当該事項の公示						
				3　同法第48条において準用する同法第37条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第47条に規定する業務に関する監督命令		○				
				4　同法第48条において準用する同法第43条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示	○					
				十三　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条第１項の規定による求職者である障害者についての適応訓練の実施	○				
					2　同法第９条の12第１項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示	○				
					3　同法第９条の12第３項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第４項に規定する当該事項の公示		○			
					4　同法第９条の16の規定による障害者雇用支援センター業務に関する監督命令				○	
					5　同法第９条の17第１項の規定による指定の取消し及び同条第２項の規定による当該事項の公示	○				
					6　同法第９条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第９条の20において準用する同法第９条の12第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示	○				
					7　同法第９条の20において準用する同法第９条の12第３項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同条第４項の規定による当該届出に係る事項の公示		○			

					8　同法第９条の20において準用する同法第９条の16の規定による障害者就業・生活支援センターの業務に関する監督命令				○			
					9　同法第９条の20において準用する同法第９条の17第１項の規定による指定の取消し及び同条第２項の規定によるその旨の公示		○					
				十四　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務（経済政策課の所掌事務に係るものを除く。）	1　同法第４条第１項の規定による改善計画の認定			○				
					2　同法第５条第１項の規定による改善計画の変更の認定			○				
					3　同法第５条第２項の規定による改善計画の認定の取消し			○				
				十五　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第63号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第８条第１項の規定による改善計画の認定			○				
					2　同法第９条第１項の規定による改善計画の変更の認定			○				
					3　同法第９条第２項の規定による改善計画の認定の取消し			○				
				十六　その他の事務	1　労働関係及び労働情勢の調査及び報告			○				
農林水産部共通	一　農林土木工事（沿岸漁場整備事業に係るものを除く。以下農林水産部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	略		農林水産部共通	一　農林土木工事（農業集落排水事業に係るものを除く。）に係る知事の権限に属する事務	略						
	二　農林土木工事及びこれに伴う委託業務（沿岸漁場整備事業に係る委託業務を除く。以下農林水産部共通の項の二及び三において同じ。）に係る県知事	略			二　農林土木工事及びこれに伴う委託業務に係る県知事の建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略						

	設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務									
	三及び四　略									
農政課	略									
	八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同法第11条の26の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（平成18年法律第108号）に基づく事務		○						
		略								
	九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2　同法第12条の規定により信託の引受けの事業を行う森林組合について知事の権限に属するものとされた信託法に基づく事務		○						
		略								
	略									
	十一　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づ	1及び2　略								
		3　同法第17条の2第3項（同法第96条第1項において			○					

	三及び四　略									
	五　予算の執行に関する事務	1　病害虫防除所に係る予算の執行に関する事務							○	農業試験場長
農政課	略									
	八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同法第11条の26の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第62号）に基づく事務 (一)　信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更 (二)　信託法第46条の規定による受託者の辞任の許可 (三)　信託法第47条の規定による受託者の解任 (四)　信託法第58条の規定による信託の解除の命令		○ ○ ○ ○	○					
		略								
	九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2　同法第12条の規定により信託の引受けの事業を行う森林組合について知事の権限に属するものとされた信託法に基づく事務 (一)　信託法第22条第1項ただし書きの規定による信託財産を固有財産とするための許可 (二)　信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更 (三)　信託法第46条の規定による受託者の辞任の許可 (四)　信託法第47条の規定による受託者の解任 (五)　信託法第58条の規定による信託の解除の命令		○ ○ ○ ○ ○	○					
		略								
	略									
	十一　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づ	1及び2　略								

		く知事の権限に属する事務	準用する場合を含む。）の規定による共済契約に係る契約条件の変更の申し出の承認										く知事の権限に属する事務										
			4　同法第17条の3（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令	○																			
			5　同法第17条の11第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済契約条件の変更に係る承認			○																	
			6　同法第43条第1項（同法第96条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させること		○									3　同法第43条第1項（同法第96条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させること		○							
			7　略											4　略									
			8　略											5　略									
			9　略											6　略									
			10　略											7　略									
			11　略											8　略									
			12　略											9　略									
			13　略											10　略									
			14　略											11　略									
			15　同法第91条第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○										12　同法第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○								
			16　同法第91条の2第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第2項の規定による権利義務の承継の認可	○										13　同法第91条の3第2項（同法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する同法第69条第2項の規定による権利義務の承継の認可	○								
			17　略											14　略									
			18　略											15　略									
			19　同法第123条の2第2項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更命令、業務の全部若しくは一部の停	○										16　同法第123条の2第2項又は第3項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更命令、業務の全部若しく	○								

		止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 同法第126条の3の規定による付加条件の変更			○					
	略									
農業大学校	略									

		は一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 同法第126条の2の規定による付加条件の変更			○					
	略									
農業大学校	略									
農林総合技術研究院	一 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第7項の規定による実施方針の制定又は変更に係る農林水産大臣との協議		○						
		2 同法第7条第8項の規定による実施方針の制定又は変更についての農林水産大臣への報告		○						
	二 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の3第1項の規定による特定高性能農業機械導入計画の策定及び同条第4項の規定による導入計画の公表		○						
	三 鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例（平成16年鳥取県条例第54号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例附則第2項の規定による合格証書の再交付			○					
	四 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による手数料の減免							○	農業試験場長
		2 同条例別表の規定による手数料の額の決定							○	農業試験場長
	五 鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例（平成16年鳥取県条例第55号）に基づく知事の権限に属	1 同条例附則第2項の規定による合格証書の再交付			○					

経営支援課	略									
生産振興課	一～七　略									
	八　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条第5項前段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による被害防止計画についての協議				○				
		2　同法第4条第5項後段（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可権限委譲事項を記載する被害防止計画に対する同意				○				
		3　同法第4条第10項の規定による被害防止計画の実施状況報告の受理						○	総合事務所長	
		4　同法第5条の規定による被害防止計画の作成及び実						○	総合事務所長	

	する事務									
	六　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による手数料等の減免							○	林業試験場長
		2　同条例第5条の規定による手数料等の還付							○	林業試験場長
		3　同条例別表の規定による使用料及び手数料の額の決定							○	林業試験場長
	七　鳥取県林業試験場手数料等徴収条例施行規則（平成8年鳥取県規則第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第2条の規定による試験の承諾							○	林業試験場長
		2　同規則第3条第3項の規定による供試物件の追加の要求							○	林業試験場長
		3　同規則第4条の規定による試験成績書の交付							○	林業試験場長
		4　同規則第5条第1項の規定による機械器具の使用の許可							○	林業試験場長
		5　同規則第6条の規定による試験の承諾等の取消し							○	林業試験場長
		6　同規則第7条の規定による手数料等の減免							○	林業試験場長
		7　同規則第8条の規定による手数料等の還付							○	林業試験場長
	八　その他の事務	1　林業試験のための土地の使用貸借の契約の締結（収益の分収を伴うものを除く。）							○	林業試験場長
経営支援課	略									
生産振興課	一～七　略									

		施に関する情報の提供、技術的な助言等の援助								
九 略										
畜産課	略									
	七 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第3条の規定による通行が制限又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理							○	家畜保健衛生所長
	略									
	十二 獣医療法施行令（平成4年政令第274号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第1条第1項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定		○						
		2 同令第1条第3項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し		○						
	十三～十六 略									
	十七 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務（農林総合研究所畜産試験場の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第24条の規定による販売業者に対する飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収等の命令		○						
		2 同法第55条第2項又は第3項の規定による販売業者等からの業務に関する報告の徴収							○	家畜保健衛生所長
		3 同法第56条第2項又は第3項の規定による販売業者等の事業場等への立入検査等の実施							○	家畜保健衛生所長
	十八 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく知事の権限に属する事務（農林総合研究所畜産試験場の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第33条第1項の規定による製造業者に対する表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示		○						
		2 同法第55条第1項又は第2項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の聴取							○	家畜保健衛生所長
		3 同法第56条第1項の規定による製造業者等の事業場への立入検査等の実施							○	家畜保健衛生所長
		4 同法第56条第7項の規定による収去された飼料等の試験の結果の概要の公表			○					
	十九 薬事法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		11 同法第72条第3項又は第4項の規		○						

八 略										
畜産課	略									
	七 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による通行が制限又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報又は市町村長からのその旨の報告の受理							○	家畜保健衛生所長
	略									
	十二 獣医療法施行令（平成4年政令第274号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条第1項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定		○						
		2 同令第4条第3項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し		○						
	十三～十六 略									
	十七 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第9条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の7の規定による販売業者に対する飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収の命令		○						
		2 同法第9条第1項の規定による製造業者に対する表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示		○						
		3 同法第20条第1項及び第2項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の聴取							○	家畜保健衛生所長 中央家畜試験場長
		4 同法第21条第1項及び第2項の規定による製造業者等の事業場への立入検査等の実施							○	家畜保健衛生所長 中央家畜試験場長
		5 同法第21条第6項の規定による収去された飼料等の試験の結果の概要の公表			○					
	十八 薬事法に基づく知事の権限に属する事務	略								
		11 同法第72条の規定による薬局等の		○						

	（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。）	定による薬局等の構造設備の改善の命令又はその使用の禁止の命令								
		略								
		13　同法第73条の規定による薬局又は医薬品の一般販売業等に対するその管理者等の変更の命令			○					
	二十　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第45条の規定による許可証の書換交付							○	家畜保健衛生所長
		2　同令第46条の規定による許可証の再交付							○	家畜保健衛生所長
	二十一　略									
	二十二　略									
	二十三　略									
	二十四　略									
略										
林政課	略									
	二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第7条第2項の規定による異議申出に対する協議の命令							○	総合事務所長
		3　同法第8条の規定による協議が整わない場合の調停、調停案の作成及び勧告							○	総合事務所長
		4　同法第10条の規定による申請の却下							○	総合事務所長
		5　同法第11条第1項の規定による入会林野整備計画の認可							○	総合事務所長
		6　同法第11条第2項の規定による必要な金銭の供託							○	総合事務所長
		7　略								
		8　略								
		9　略								
		10　同法第22条第1項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可							○	総合事務所長
		11　同法第22条第3項の規定による必要な金銭の供託							○	総合事務所長
		12　略								

	（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。）	構造設備の改善の命令又はその使用の禁止の命令								
		略								
		13　同法第73条の規定による薬局又は医薬品の一般販売業に対するその管理者等の変更の命令			○					
	十九　薬事法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第3条の規定による許可証の書換交付							○	家畜保健衛生所長
		2　同令第4条の規定による許可証の再交付							○	家畜保健衛生所長
	二十　略									
	二十一　略									
	二十二　略									
	二十三　略									
和牛全共室	一　その他の事務	1　補助金及び会計に関する事務 （一）　和牛全共室長の名において処理することが適当であり、農林水産部長が別に定めるもの						○		
略										
林政課	略									
	二　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
		2　同法第11条の規定による入会林野整備計画の認可		○						
		3　略								
		4　略								
		5　略								
		6　同法第22条の規定による旧慣使用林野整備計画の認可		○						
		7　略								

	三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条の2第1項の規定による基本構想の策定及び変更		○						
		2　同法第2条の2第3項の規定による基本構想策定に際しての農林水産大臣への協議		○						
		3　同法第2条の2第4項の規定による基本構想の公表		○						
		4　同法第3条第3項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)及び(二)　略								
		5　略								
		6　略								
	略									
	七　その他の事務	1　県営林事業の執行 (一)　鳥取県森林整備事業取扱要綱及び鳥取県建設工事執行規則の適用を受ける事業の執行に係る事務並びに管理に係る事務 (二)　物品事務取扱規則の適用を受ける生産品処理に係る事務 (三)　公有財産事務取扱規則の適用を受ける山林の評価、処分に係る事務 (四)　森林法第11条第1項の規定による森林施業計画の認定請求に係る事務 イ　二以上の総合事務所の所管区域に係るもの ロ　イ以外のもの		○			○		○ ○ ○	総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長
		略								
森林保全課	一～六　略									
	七　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による緑の募金による寄付金を用いて同法第6条に規定する業務を行う者の指定	○							
		2　同法第5条第3項の規定による県緑化推進委員会の名称、住所又は事務所の所在地の変更届出の受理						○		
		3　同法第7条第3項の規定による県緑化推進委員会の運営協議会の委員の認可		○						
		4　同法第8条第1						○		

	三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による林業経営改善計画が適当である旨の認定 (一)及び(二)　略								
		2　略								
		3　略								
	略									
	七　その他の事務	1　県営林事業の執行							○	総合事務所長
		略								
森林保全課	一～六　略									

	項の規定による県緑化推進委員会事業計画書及び収支予算書の受理								
	5　同法第8条第2項の規定による県緑化推進委員会事業報告書及び収支決算書の受理						○		
	6　同法第10条の規定による県緑化推進委員会に対する改善命令		○						
	7　同法第11条第1項の規定による県緑化推進委員会に対する同法第5条第1項の指定の取消し	○							
	8　同法第19条の規定による県緑化推進委員会の緑の募金計画の届出の受理						○		
	9　同法第21条の規定による緑の募金結果の届出の受理						○		
	10　同法第24条第1項の規定による県緑化推進委員会に対する業務の報告又は事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査					○			

八　略

九　その他の事務	1及び2　略								
	3　とっとり環境の森緊急整備事業の執行							○	総合事務所長
	4　森林法第10条の2第1項により許可の対象外となっている開発行為に係る連絡調整							○	総合事務所長

県土整備部	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後	略							

七　略

八　鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1　全ての事務							○	林業試験場
九　鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和60年鳥取県規則第9号）に基づく知事の権限に属する事務	1　全ての事務							○	林業試験場

十　その他の事務	1及び2　略								
	3　森林病害虫等発生消長調査事業及びその実施要綱に基づく森林病害虫等発生消長調査の実施							○	林業試験場長

県土整備部	一　土木工事（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後	略							

通	港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）									
	二　土木工事及びこれに伴う委託業務（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
	略									
	五　その他の事務	1　略								
		2　都市計画法第32条第１項の規定による開発行為の同意（国有土地に係るのものに限る。）							○	総合事務所長
県土総務課	略									
	八　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく権限に属する事務	略								
		3　略								
		4　略								
		5　同法第25条の10の規定による紛争処理の申請の受付			○					
		6　略								
		7　同法第27条の26の規定による経営規模等評価			○					
		8　同法第27条の27又は第27条の29の規定による経営規模等評価等の通知			○					
		9　同法第27条の35			○					

通	港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	
	二　土木工事及びこれに伴う委託業務（鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略
	略	
	五　その他の事務	1　略
県土総務課	略	
	八　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく権限に属する事務	略
		2の2　略
		3　略
		4　略

		の規定による経営状況分析実施等								
		10　同法第27条の38の規定による建設業者団体に対する報告の要求			○					
		11　同法第28条の規定による建設業者等に対する指示又は適当な措置を採るべきことの勧告		○						
		12　同法第28条の規定による建設業者等に対する営業の停止の命令	○							
		13　同法第29条又は第29条の2第1項の規定による建設業者の許可の取消し	○							
		14　略								
		15　同様第29条の4の規定による建設業を営む者の役員等に対する新たな営業の開始の禁止の命令	○							
		16　略								
		17　略								
		18　略								
		19　略								
		20　略								
		21　略								
		22　略								
	略									
	十五　土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同規則第34条、第36条又は第37条本文の規定による有資格者（県外に本店を有するものに限る。）に対する資格制限の決定	○							
		9　同規則第34条、第36条又は第37条本文の規定による有資格者（県外に本店を有するものに限る。）に対する資格制限の決定		○						
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
	略									
略										
河川課	略									
	十　水防法（昭和24年	略								

		5　同法第27条の34の規定による建設業者団体に対する報告の要求			○					
		6　同法第28条の規定による建設業者等に対する指示、営業の停止の命令又は措置を採るべきことの勧告		○						
		7　同法第29条又は第29条の2第1項の規定による建設業者の許可の取消し		○						
		8　略								
		9　同様第29条の4の規定による建設業を営む者の役員等に対する新たな営業の開始の禁止の命令		○						
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
	略									
	十五　土木工事に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同規則第34条、第36条又は第37条本文の規定による有資格者の資格制限の決定	○							
		9　略								
		10　略								
		11　略								
		12　略								
	略									
略										
河川課	略									
	十　水防法（昭和24年	略								

	法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	5　同法第11条第1項の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知等						○		
		略								
	略									
治山砂防課	略									
	十　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同法第13条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行っている開発行為に係る届出の受理							○	総合事務所長
		略								
		11　同法第16条第3項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の届出の受理							○	総合事務所長
		12～21　略								
	十一　鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成20年鳥取県規則第13号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第6条の規定による住所及び氏名の変更の届出の受理							○	総合事務所長
		2　同規則第7条の規定による対策工事等の着手の届出の受理							○	総合事務所長
		3　同規則第8条の規定による対策工事等の休止の届出の受理							○	総合事務所長
		4　同規則第9条の規定による地位の承継の届出の受理 (一)　開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
		5　同規則第11条の規定による市町村長への通知 (一)　開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
	十二　その他の事務	1　土砂災害警戒情報の発表に関する協議						○		

	法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	5　同法第11条第1項の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知及び周知							○	総合事務所長
		略								
	略									
治山砂防課	略									
	十　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		8　同法第13条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行っている開発行為に係る届出の受理 (一)　開発行為の面積が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
		略								
		11　同法第16条第3項の規定による土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の変更の届出の受理 (一)　7の(一)で許可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長
		12～21　略								

空港港湾課	一　土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　工事費が2億円未満の工事に係るもの イ　略 ロ　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	空港港湾課	一　土木工事（空港整備事業（鳥取空港の整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）、港湾・漁港・海岸整備事業（鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業及び海岸整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び沿岸漁場整備事業（東部地区沿岸漁場整備事業をいう。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る土木工事に限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）及び電気設備工事（鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾課の項の一から三までにおいて同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　土木工事及び電気設備工事に係る起工の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　工事費が2億円未満の工事に係るもの イ　略 ロ　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
		2　土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　工事費が2億円未満の工事に係るもの イ及びロ　略 ハ　イ及びロ以外のもの （イ）　略 （ロ）　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長			2　土木工事及び電気設備工事に係る設計の変更 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　工事費が2億円未満の工事に係るもの イ及びロ　略 ハ　イ及びロ以外のもの （イ）　略 （ロ）　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
		3　土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一)及び(二)　略 (三)　請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長			3　土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一)及び(二)　略 (三)　請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
		3の2　土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長			3の2　土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　略 (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1）　略 （2）　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長

| | | |

																				備事業に係るもの									
			9　不動産登記法に基づく不動産の登記 (一)　略 (二)　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長						9　不動産登記法に基づく不動産の登記 (一)　略 (二)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
			10　県土整備部の所管に係る土地及び海面並びに国有の土地及び水面の境界の確定 (一)　略 (二)　港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長						10　県土整備部の所管に係る土地及び海面並びに国有の土地及び水面の境界の確定 (一)　略 (二)　港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
		二　土木工事及びこれに伴う委託業務（空港整備事業及び港湾・漁港・海岸整備事業に係る委託業務に限る。空港港湾課の項の二及び三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの (三)　略 (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長			二　土木工事及びこれに伴う委託業務（空港整備事業、港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係る委託業務に限る。空港港湾課の項の二及び三において同じ。）に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第21条の規定による入札者の指名 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (三)　略 (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長
			2　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの (三)　略 (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長						2　同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (三)　略 (四)　委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1）略 （2）港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長
			3　同規則第30条第１項の規定による調査基準価格の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係													3　同規則第30条第１項の規定による調査基準価格の決定 (一)　略 (二)　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係							

			るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長					るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長		
			4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの (三) 略 (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長					4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (三) 略 (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○ ○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長
		三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの			○			○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長					三 土木工事及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの			○			○	鳥取港湾事務所長 鳥取港湾事務所長
			2 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長					2 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの （1） 略 （2） 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長
			3 同規則第19条の												3 同規則第19条の									

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

		(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		36 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		37 同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		38 同規則第72条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
略										
十四 漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港漁場整備法に基づく事務		1 同法第24条第1項後段の規定による土地又は水面の区域への立入り等の許可（漁場に係るものを除く。）			○					
		略								
略										
二十 その他の事務		1及び2 略								
		3 鳥取空港の運用上必要な土地等の借受けに係る契約書及び覚書その他これらに類するも						○	鳥取空港管理事務所長	

		(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		36 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		37 同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
		38 同規則第72条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの						○	鳥取港湾事務所長	
略										
十四 漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港漁場整備法に基づく事務		1 同法第24条第1項後段の規定による土地又は水面の区域への立入り等の許可			○					
		略								
略										
二十 その他の事務		1及び2 略								

		のの編纂及び支払事務								
公益法人・団体指導室	一　民法（明治29年法律89号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1　同法第38条第2項の規定による定款の変更の認可		○						
		2　同法第67条第2項又は第3項の規定による業務の監督上必要な命令等			○					
		3　同法第71条の規定による公益法人の設立許可の取消し	○							
		4　同法第72条第2項の規定による残余財産の処分の許可		○						
		5　同法第77条第1項の規定による解散の届出等の受理			○					
		6　同法第83条の規定による清算結了の届出の受理			○					
	二　宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第9条の規定による登記に関する届出の受理			○					
		2　同法第14条第1項の規定による宗教法人の規則の認証に関する決定	○							
		3　同法第28条第1項の規定による宗教法人の規則の変更の認証に関する決定			○					
		4　同法第39条第1項の規定による宗教法人の合併の認証に関する決定	○							
		5　同法第43条第3項の規定による宗教法人の破産による解散の旨の届出の受理			○					
		6　同法第46条第1項の規定による宗教法人の任意解散の認証に関する決定		○						
		7　同法第79条第1項の規定による宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止命令		○						
		8　同法第80条第1項の規定による宗教法人の認証の取消し	○							
		9　同法第81条第1項の規定による裁判所に対する宗教法人の解散命令の請求	○							
	三　農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に	1　同法第142条の2の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計に関する報告の徴収又は検査					○			

属する事務のうち次に掲げるもの	2　同法第142条の3の規定による農業共済組合に対するその業務又は会計の状況に関する常例の検査						○		
	3　同法第142条の4の規定による組合員の請求に係る農業共済組合の業務又は会計の状況の検査					○			
四　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1　同法第73条の27第1項の規定による全国中央会の監査実施計画策定のための全国中央会への意見の提出			○					
	2　同法第93条第1項の規定による組合又は農事組合法人に対する報告の徴収又は資料の提出の命令					○			
	3　同法第94条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一)　同条第4項の規定による検査 (二)　(一)以外のもの					○	○		
五　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1　同法第110条の規定による組合の業務又は財産状況の報告の徴収					○			
	2　同法第111条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査 (一)　同条第4項の規定による検査 (二)　(一)以外のもの					○	○		
六　森林組合法施行令（昭和53年政令第286号）第8条の規定により知事の権限に属するものとされた森林組合法に基づく事務のうち次に掲げるもの	1　同法第110条の規定による森林組合連合会の業務又は財産状況の報告の徴収		○						
七　水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	1　同法第122条第1項又は第2項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令					○			
	2　同法第123条の規定による業務又は会計の状況の検査 (一)　同条第4項の規定による検査 (二)　(一)以外のもの					○	○		

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分									地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者				
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長	
人事・評価室	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第17条第1項の規定により任免される職員の任免 (一) 課長又はこれに相当する職以上の職の職員に係るもの (二) 課長補佐又はこれに相当する職の職員に係るもの (三) 係長又はこれに相当する職の職員に係るもの (四) (一)から(三)までに掲げる職の職員に係るもの	○	○	○	○						
		2 同法第17条第3項の規定による選考のための試験の施行			○							
		3 同法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員（任用期間が16日未満の者を除く。）の任免				○						
		4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 部長等（部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。）及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等（次長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。）及び地方機関の長（総合事務所長を除く。以下人事・評価室の項において同じ。）に係るもの (三) 課長等（課長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。）に係るもの (四) (一)から(三)までに掲げる職の職員に係るもの	○	○	○	○						
		5 同法第26条の5第5項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長に係るもの (三) 課長等に係る	○	○	○							

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

人権局、市場開拓局及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分									地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者				
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長	

		もの (四)　(一)から(三)までに掲げる職員に係るもの				○											
		6　同法第28条第2項第1号の規定による職員の休職の命令		○													
		7　同法第28条第1項又は第2項の規定による職員の分限（心身の故障による休職を除く。）又は同法第29条第1項から第3項までの規定による職員の懲戒に係る処分	○														
		8　職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一)　専従職員の承認 (二)　職務復帰の許可 (三)　専従職員の取消し	○														
		9　同法第38条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職員に係るもの	○	○	○	○											
		10　同法第40条第1項の規定による職員の勤務成績の評定の実施		○													
二　地方自治法に基づく知事の権限に属する事務		1　同法第180条の3の規定による委員会又は委員との協議及び他の執行機関の職員への兼職、充当又は他の執行機関の事務への従事命令			○												
		2　同法第252条の17第1項及び第3項の規定による職員の派遣申請及び所管についての協議			○												
		3　次に掲げる者の任免 (一)　就任について議会の同意によることを必要とする職の職員 (二)　(一)に掲げる職員以外の執行機関の委員 (三)　専門委員 (四)　地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（人事関係事務手続き要領別表第1に掲げる非常勤職員に限る。）に係るもの	○ ○ ○			○											
三　職員の任用に関する		1　同規則第4条第2項の規定による任用				○											

規則（昭和27年島根県人事委員会規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	候補者の提示の請求									
	2　同規則第7条の規定による任用候補者の選考結果の通知			○						
	3　同規則第8条の規定による採用又は昇任の選考の請求			○						
	4　同規則第9条の規定による職員の臨時的任用の承認の請求（1月以内に廃止される職及び単純な労務に従事する職への臨時的任用を除く。）			○						
	5　同規則第9条第4号に規定する職への採用の選考			○						
四　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条第1項の規定による職員の育児休業の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職以外の職員に係るもの	○ ○ ○ ○								
	2　同法第3条第3項の規定による育児休業の延長の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職以外の職員に係るもの	○ ○ ○ ○								
	3　同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職以外の職員に係るもの	○ ○ ○ ○								
	4　同法第6条第1項の規定による職員の任期を定めた採用又は臨時的任用の決定			○						
	5　同法第6条第3項の規定による任期を定めて採用された職員の任期の更新			○						
	6　同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係る	○ ○								

	もの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外の職の職員に係るもの			○ ○							
	7　同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外の職の職員に係るもの	○	○ ○ ○								
	8　同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外の職の職員に係るもの	○	○ ○ ○								
	9　同法第18条第1項の規定による育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用			○							
五　職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による無給休暇の承認 (一)　次長等又は地方機関の長に係るもの (二)　課長等に係るもの (三)　(一)及び(二)以外の職員に係るもの					○	○	○			
六　職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第17条第1項の規定による育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることの決定 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)まで以外の職の職員に係るもの	○	○ ○ ○								
	2　同条例第18条第1項の規定による育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新			○							

七　職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条の規定による職員の修学部分休業の承認の取消し (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職員に係るもの	○ ○ ○ ○									
八　職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条の規定による自己啓発等休業の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職員に係るもの	○ ○ ○ ○									
	2　同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認 (一)　部長等及び総合事務所長に係るもの (二)　次長等及び地方機関の長に係るもの (三)　課長等に係るもの (四)　(一)から(三)までに掲げる職員に係るもの	○ ○ ○ ○									
九　職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第3条の10第1項第1号の規定による自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容がその成果によって当該自己啓発等休業期間の終了後においても公務の能率的な運営に寄与するものであることの承認			○							
十　その他の事務	1　鳥取県職員履歴書取扱要領（昭和49年4月1日発人第102号）第6の規定による履歴事項の追加又は訂正				○						
	2　鳥取県職員身分証明書取扱要領（昭和49年4月1日発人第103号）に基づく次の事務 (一)　同要領第3の規定による身分証明書の交付 (二)　同要領第6の規定による身分証明書の書換え交付 (三)　同要領第7の規定による身分証明書の再交付				○						
	3　自治大学校への研修生の派遣の決定			○							